

議第 4 3 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町税条例(昭和 5 0 年条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 2 号中「寄付」を「寄附」に改め、同条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

第 3 6 条の 3 の 3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の

規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定

する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「土地にあつては」を「土地又は家屋にあつては」に改め、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条第1項中「寄付」を「寄附」に改める。

附則第9条の2中「寄付」を「寄附」に改め、「第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等

防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第１９条の３ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１） 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２） 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、

附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項前段、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 3 5 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める部分に限る。） 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第63条の改正規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7の改正規定、附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条及び附則第9条の2の改正規定、附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の遊佐町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の遊佐町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の遊佐町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定す

る特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等

(同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等 (同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の遊佐町税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 1 7 条の 2 第 4 項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 1 7 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し、固定資産税の免税点、町民税に係る控除の適用期限の延長等の改正を行うため、提案するものである。

令和8年6月9日

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 4 4 号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町国民健康保険税条例（昭和 5 0 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（４） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条第 2 項ただし書中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（法第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につ

き算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 6 条の 2 第 1 号中「第 8 条の 3」の次に「、第 10 条の 7」を加える。

第 10 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 10 条の 4 第 3 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.29 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第 10 条の 5 第 3 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,200 円とする。

（18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額）

第 10 条の 6 第 3 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 100 円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第 10 条の 7 第 3 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800 円
- （2） 特定世帯 400 円
- （3） 特定継続世帯 600 円

第 11 条第 1 項各号列記以外の部分中「66 万円」を「67 万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17 万円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる

額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（ロ） 特定世帯 280円

（ハ） 特定継続世帯 420円

第11条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 600円

チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（ロ） 特定世帯 200円

（ハ） 特定継続世帯 300円

第11条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 240円

チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（ロ） 特定世帯 80円

（ハ） 特定継続世帯 120円

第11条第2項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号トに規定する金額を減額した世帯 180円

ロ 前項第2号トに規定する金額を減額した世帯 300円

ハ 前項第3号トに規定する金額を減額した世帯 480円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第11条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定

により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3条、第4条及び第6条から第13条までの規定中「第9条」の次に「、第10条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の遊佐町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

子ども子育て支援法の一部改正及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和8年6月9日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 4 5 号

令和 8 年度遊佐町防災センター空調機等更新工事請負契約の締結
について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和 8 年度遊佐町防災センター空調機等更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町遊佐字南田筋 3 番地の 1 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 1 1 , 9 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山形県酒田市錦町五丁目 3 2 番 7 0 号
山形空調株式会社 酒田支店
支店長 加藤 隆介 |

提 案 理 由

令和 8 年度遊佐町防災センター空調機等更新工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 8 年 6 月 9 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第46号

令和8年度小原田地内送水管布設替工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

1	工 事 名	令和8年度小原田地内送水管布設替工事
2	工 事 場 所	遊佐町小原田地内
3	工 期	着 工 契約の効力発生の日 完 成 令和8年10月30日
4	契 約 金 額	78,980,000円
5	契約の相手方	遊佐町遊佐字丸ノ内29番地の5 土門建設株式会社 代表取締役 土門 義一

提 案 理 由

令和8年度小原田地内送水管布設替工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和8年6月9日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 4 7 号

令和 7 年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）

駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更について

令和 7 年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構
整備工事に係る請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日 及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和 8 年 3 月 1 3 日 議第 3 0 号	契約 金額	201,586,000 円	206,085,000 円

提 案 理 由

令和 7 年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構
整備工事の施工にあたり、契約金額を変更して実施する必要があるので、
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 8 年 6 月 9 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第48号

小学校LED照明の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 LED照明 1, 063本
- 2 取得予定価格 8, 448, 000円
- 3 取 得 先 東京都渋谷区桜丘町20番4号
株式会社 N E X Y Z .
代表取締役 大前 成平

提 案 理 由

小学校LED照明を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

令和8年6月9日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第49号

R6災46－6・46－115比子 農地・農業用施設災害復旧
工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | R6災46－6・46－115比子 農地・農業用
施設災害復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町比子字白木地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和8年10月30日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 56,100,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 遊佐町遊佐字鶴田54番地の3
株式会社斎藤工業
取締役社長 斎藤 勇喜 |

提 案 理 由

R6災46－6・46－115比子 農地・農業用施設災害復旧工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和8年6月9日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 0 号

橋梁長寿命化修繕計画事業町道箕輪赤坂線箕輪橋橋梁補修工事
(R 7 繰越) 請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

1. 工 事 名 橋梁長寿命化修繕計画事業町道箕輪赤坂線箕輪橋
橋梁補修工事 (R 7 繰越)
2. 工 事 場 所 遊佐町直世地内
3. 工 期 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和 9 年 3 月 1 9 日
4. 契 約 金 額 6 1 , 9 3 0 , 0 0 0 円
5. 契約の相手方 遊佐町北目字下麻掛 1 番地の 1
協栄建設株式会社
代表取締役社長 齋藤 孔城

提 案 理 由

橋梁長寿命化修繕計画事業町道箕輪赤坂線箕輪橋橋梁補修工事 (R 7 繰越) について請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 8 年 6 月 9 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美